

**令和6年度 淀川区プレパパ・ママ等ファミリー子育て教室事業業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

令和6年度淀川区プレパパ・ママ等ファミリー子育て教室事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

淀川区プレパパ・ママ等ファミリー子育て教室事業は、将来の社会を築く子どもを心身ともに健やかに生み育てる家庭環境づくりの事業として、身近な地域で初産婦と父親及びその他の育児支援者（祖父母等）に対し、母性及び乳幼児についての認識向上を促し、育児への参加を啓発することを目的とする。

本事業は、多様な手法と媒体を用いて父親等の育児参加を促すため、「プレパパ・ママ等のファミリー子育て教室」を、利用料無料で実施する事業者を募集する。事業の業務委託に際し、公募型プロポーザルを実施し、企画内容等の総合的な審査により業務委託先を決定する。

(2) 業務内容

淀川区内で土曜日、日曜日に「淀川区プレパパ・ママ等のファミリー子育て教室事業」を利用料無料で実施する。

※業務の具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと

(3) 事業規模（契約上限額）

金 2,831,060 円（消費税含む）

(4) 契約期間

令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

(5) 履行場所及び各履行場所での開催回数

・淀川区役所：1回

・淀川区内の会場：3回

※各会場の使用申請手続き及び使用料負担については以下のとおりとする。

会場名	使用申請手続き	使用料
淀川区役所	発注者が手配	不要
区内会場	受託者が手配	受託者負担

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

※月一回を超えない範囲で部分払いも可とする。

(3) 契約書

別紙参照

(4) 契約保証金

契約年額の100分の5。ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当し、法人格を有する民間事業者。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

(3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

(4) 過去2年分の大阪市税に係る徴収金を完納していること（ただし、大阪市税の納税義務を有する者に限る）

(5) 役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約する事務所をいう）を代表するものをいう。）に次の各号に該当する者がいないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という）の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの）

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

5 スケジュール

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ・ 公募開始、質問受付 | 令和5年11月21日（火） |
| ・ 質問受付締切 | 令和5年12月5日（火） |
| ・ 質問に対する回答公開 | 令和5年12月19日（火） |
| ・ 企画提案書の提出期限（必着） | 令和6年1月16日（火） |
| ・ 選定委員会開催、事業者ヒアリング | 令和6年2月9日（金）午前予定 |
| ・ 選定結果通知 | 令和6年3月1日（金）予定 |
| ・ 契約締結、事業開始予定 | 令和6年4月1日（月） |

6 応募にあたっての手続き等に関する事項

(1) 事業に関する質問について

提出期限：令和5年12月5日（火）正午まで

質問方法：淀川区役所 保健福祉課 健康相談担当 tl0010@city.osaka.lg.jp

書 式：問わない

質問回答：受け付けた質問については、令和5年12月19日（火）に区ホームページ上で回答する。（予定）

(2) 企画提案書等の提出について

提出書類：下記の様式1から3は、区ホームページからダウンロードしてください。

①公募型プロポーザル参加申請書（様式1）

②申出内容誓約書（様式2）

③企画提案書（書式不問） A4判10ページ以内にまとめること。

仕様書の「5 委託内容」にある全ての項目について記載すること。

ア 企画提案書はA4判とし、様式は問わない。

※A3判を使用する場合、Z折にすることでA4判のサイズに合わせること。

イ 企画提案書は10ページ以内とする。

※A3判を使用する場合、1面を2ページとしてカウントする。

④法人概要等

ア 法人等の概要（書式不問）

イ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

提出日前3ヶ月以内に発行されたもの（写し可）、もしくは定款又は定款に類する規定及び役員名簿（写し可）

ウ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書、又は確定申告書

エ 印鑑証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの：写し不可）

※法人の場合は法人、法人でない場合は代表者

オ 使用印鑑届（様式3）

カ 直近の納税証明書

法人税、消費税及び地方消費税、市町村民税、固定資産税

※提出日前3ヶ月以内に発行されたもの（写し可）

※非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出すること

なお、令和3・4・5年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、イ～カを省略できるものとする。また、共同体の場合は代表事業者のものを提出すること。

⑤経費見積書（書式不問）

⑥過去の類似業務の実績（書式不問） 過去3年間の業務実績をまとめること。

提出期限：令和6年1月16日（火）午後5時30分まで

提出部数：上記①・②・④は1部、上記③・⑤・⑥は6部（1部原本、残りは複写可）

※原本以外については、提案事業者が推定できる会社名、法人名等の情報を消去すること。

提出先：淀川区役所 2階 保健福祉課 健康相談担当(21番窓口)

※提出書類は期限までに持参により提出すること。送付、FAX、E-mail による提出は受付できない。

(3) 選定委員会について

開催日：令和6年2月9日（金）午前（予定）

開催場所：淀川区役所2階 保健指導室

提案時間：応募者ごとに行い、提案15分、質疑応答15分、計30分以内とする。

ア 紙ベースの資料による説明を行うものとする。

イ 提案開始時刻については、応募者ごとに別途連絡する。

ウ 開催日に変更になる場合は事前に通知する。

(4) 選定結果の通知について

令和6年3月1日（金）に全参加者に対して送付する。

7 失格事由

次に掲げる事由に該当するときは、本件にかかる契約を締結する資格を失うものとする。

ア 定められた期限内に必要な書類が提出されなかったとき、または辞退の申し出があったとき

イ 不正もしくは虚偽の記載が判明したとき

ウ 審査員への接触や他の参加者への謀議などにより、審査に影響を及ぼす恐れのある不正もしくは悪質な行為を行ったとき

8 選定に関する事項

(1) 選定内容

選定委員会において、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に企画提案内容等の審査を行う。

各委員の合計点（100点×3人）を評価点（最大300点）とし、評価点が最も高い事業者を選定する。審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、項目ごとの合計点数を比較し、1位：項目「3事業計画」、2位：項目「1基本的な考え方」、3位：項目「2事業実績」の優先順序に基づき、より優先度の高い項目の合計点数が高い事業者とする。

全ての項目が同点である場合には、くじ引きにより受託予定事業者を決定する。なお、評価点が180点未満の場合には、委託予定事業者を選定しないことがある。

(2) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

項目	評価基準	配点
1 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">・母子保健に関する理解が認められるか。（5点）・地域の育児環境に対する理解が深いものと認められるか。（5点）・こどもの人権等児童福祉に関する理解が認められるか。（5点）・児童虐待対策や周産期メンタルヘルス対策に関する理解が認められるか。（5点）・母性及び乳幼児の健康の保持及び増進（感染予防の正しい知識の提示等含む）に対する理解が認められるか。（5点）	25点
2 事業実績	<ul style="list-style-type: none">・母性と乳幼児の保健、指導について豊富な実績を有しているか。（10点）・地域連携について豊富な実績を有しているか。（5点）	15点

3 事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・母親及び父親等のニーズに合った事業内容になっているか。(5点) ・地域の事情を把握して、地域特性に応じた事業展開を実施し、地域の子育て資源との連携、開発・育成について効果的な提案がなされているか。(10点) ・妊娠期から母親、父親としての自覚を持ち、親と子のきずなを深めるようなサポートについての効果的な提案がなされているか。(5点) ・妊婦の周産期メンタルヘルス対策や児童虐待対策についての情報提供についての効果的な提案がなされているか。(5点) ・企画提案内容が創意工夫された内容となっているか。(5点) ・配置職員の資格や人数は適正であるか。(5点) ・広報、周知方法の工夫は見られるか。(5点) ・収支計画は妥当であるか。(5点) ・個人情報保護に関する取組内容は適切か。(5点) ・障がいのある人への合理的配慮の提供、人権研修があるか。(5点) ・苦情解決の仕組みがあり、責任者は明確か。(5点) 	60点
合計		100点

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 提出された書類は全て大阪市個人情報保護条例（平成13年大阪市条例第3号）の規定に基づき非公開とすべき箇所（個人情報、法人の正当な権利を侵害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 提案は1法人につき1案に限る。
- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ク 契約の締結は、本案件にかかる令和6年度予算の発効を条件とする。予算が成立しない場合は契約の締結は行わない。これに伴い、受注予定者において損害が生じた場合であっても、本市はその損害について一切負担しない。

(2) 提出先、問合せ

〒532-8501 大阪市淀川区十三東2-3-3

淀川区役所保健福祉課（健康相談）2階21番窓口

電話番号：06-6308-9968 メールアドレス：t10010@city.osaka.lg.jp